

高校1年生（16歳）から18歳年度末までのお子さま

平成28年4月1日診療分～令和4年3月31日診療分まで

【助成内容】

ピンク色の受給者証を交付し、通院及び入院医療費自己負担分の3分の2を助成します。

対象年齢	入 通 院	
	尾北医師会管内	尾北医師会管外
高校1年生（16歳）～ 18歳年度末	現物給付 （1割負担）	償還払い （1割負担）

※現物給付とは・・・払い戻しの申請等を行うことなく、医療の給付を受けることです。

医療機関窓口で受給者証を提示することにより、保険診療分のお支払いは上記表のとおりとなります。

※容器代や入院時の差額ベッド代・食事代等は助成の対象になりません。

（1）犬山市・江南市・大口町・扶桑町（尾北医師会管内）で受診した場合

医療機関の窓口で、「子ども医療費受給者証（ピンク色）」と「健康保険証」を提示すると、保険診療による医療費の自己負担分の3分の2が助成され、窓口でのお支払いは1割負担となります。

（2）犬山市・江南市・大口町・扶桑町以外（尾北医師会管外）で受診した場合

受給者証は使えませんので医療機関の窓口で自己負担分をお支払いいただき、後日、市役所窓口へ払い戻しの申請をしてください。

※領収書の有効期間は、医療費を支払った日の翌日から5年間です。5年経過した領収書は、払い戻しの対象となりませんので、ご注意ください。

※尾北医師会管内であっても、小児慢性特定疾患など他の公費と併用する場合は、受給者証が使えませんので、払い戻しの手続きをしてください。